

# 児童手当の制度が変わります

6月から

## 1 現況届の提出が原則不要になります

毎年6月、児童手当を受給している方に、児童手当現況届をご提出いただいていたりましたが、原則不要になります。  
※引き続き提出が必要な方には、5月下旬に現況届を送付しています。

## 2 前年所得が特例給付上限額を超えた場合、特例給付の支給対象外になります

児童手当受給者の令和3年分の所得額が特例給付上限額を超えた場合、令和4年6月分(10月支払分)から令和5年5月分(令和5年6月支払分)まで、児童手当が支給されなくなります。

なお、令和5年6月に令和4年分の所得額が決定し、その額が特例給付上限額未満の場合は、改めて認定請求書をご提出いただければ、新たに支給いたします。

令和4年6月分からは、以下の表を基に審査をします。

(単位 万円)

扶養親族などの数(カッコ内は例)	特例給付支給対象者		特例給付上限額	
	所得額	収入目安額	所得額	収入目安額
0人(前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人または配偶者など)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+配偶者など)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+配偶者など)	736	960	972	1200
4人(児童3人+配偶者など)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+配偶者など)	812	1040	1048	1276

※① 「収入目安額」は給与収入のみで計算しています。

※② 「所得額」は、収入から給与所得控除額、医療費控除などを差し引いた後の額です。

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎76-5412



# 学童保育所の支援員を募集します

募集人数●若干名(70歳未満)

勤務場所●多古学童保育所・久賀学童保育所

中村学童保育所・常磐学童保育所

賃金●時給1,150円以上(通勤手当支給、労災保険加入)

勤務日数●月～土曜日 シフト制(週3日以上)

勤務時間●平日登校日：下校時～午後7時

土曜日・長期休暇：午前7時30分～午後1時  
または午後1時～7時

提出書類●履歴書を持参、または郵送にてご提出ください。  
保育士や教諭、社会福祉士などの資格がある方は、  
証明書類の写し(免許状など)

選考方法●面接(多古町社会福祉協議会)

※日程は後日通知します。



申込・お問合せ●多古町社会福祉協議会 ☎76-5940 (〒289-2241 多古町多古777-1)

# 一緒に移住サポートしませんか？

～多古町移住コーディネーター養成セミナー～

移住希望者の相談窓口となり、多古町の魅力を発信し、移住希望者と地域の橋渡しの役割を担う、「多古町移住コーディネーター」を養成するセミナーを開催します。

多古町の魅力や移住者へのアドバイスポイントなどを学べるセミナーです。

移住希望者の力になりたい方や、町の魅力に興味がある方はぜひご参加ください。

日時●8月7日(日)午前10時～正午(全3回開催予定)

※残り2回の開催日は決まり次第、初回の参加者にご連絡します。

会場●多古町魅力発信交流館「たこらぼ」(多古町多古2444-1)

参加費●無料

定員●20名(新型コロナウイルス感染症の影響により、変更となる場合があります)

申込方法●申込みフォームまたは電話

申込期限●8月1日(月)まで



申し込みはこちら



移住希望者と Web で移住相談

申込・お問合せ●企画政策課地方創生推進係 ☎76-5417

# マイナンバーカードの申請をサポート!

多古町在住の方を対象に、役場職員が写真撮影を行い、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。申請サポートは無料です!

日時●6月26日(日) 午前9時～正午、午後1時～4時30分

予約受付●6月7日(火) 午前9時から [先着26名様]

※住民係(☎76-5401)電話にて予約受付

場所●役場1階 住民課住民係 所要時間●1人あたり約20分

必要書類●1. 本人確認書類 ※原本をお持ちください。

6月26日(日)  
先着26名様! 要予約!



書類 A. 下記のものから1点(顔写真付きのもの)

【運転免許証、パスポート、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、身体障害者手帳 など】

書類 B. 下記のものから2点(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類)

【健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、医療受給者証、学生証、社員証 など】

2. 個人番号カード交付申請書(通知カードについている申請書)

※個人番号カード交付申請書がない場合や、記載されている氏名や住所に変更がある場合は、本人確認書類のみお持ちください。

## 注意事項

- カードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。カードのお渡しまでには、約1か月程度かかります。
- 来庁の際は、マスクの着用、手指消毒をお願いします。写真はマスクを外して撮影するため、風邪などの症状がある方はご遠慮願います。

お問合せ●住民課住民係 ☎76-5401